

地方創生のきっかけに

令和3年11月から12月にかけて以下の企業より、企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)を活用した寄附をいただきました。

同制度は、地域再生計画として内閣府に認定された事業に対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から寄附額の最大9割まで控除されるものです。

全国から注目され、ひとがあつまると魅力的な観光拠点を目指し、いただいた寄附金は、養老駅観光拠点推進プロジェクトに対して活用させていただきます。

寄附をいただいた企業の皆さま、ありがとうございました。

企業名	寄附年月	寄附金額
瀬戸株式会社(東京都江東区)	令和3年11月	非公表
AMUSE株式会社(東京都港区)	令和3年11月	非公表
株式会社丸嘉(東京都中央区)	令和3年12月	100,000円
コーユーレンティア株式会社(東京都港区)	令和3年12月	1,000,000円

※企業名および寄附金額については、公表に同意をいただいた場合のみ掲載しています。

問 企画財政課 ☎32-1102

民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は、民生委員法により地域から推薦され、厚生労働大臣に委嘱された非常勤の特別職の公務員です。地域住民の立場に立ち、日常生活で悩みを持つ人の相談にのり、必要に応じて町や関係機関とのパイプ役になります。

養老町では56人の民生委員・児童委員と3人の主任児童委員が委嘱され、それぞれの地区で活動しています。

このたび、民生委員・児童委員の活動内容への理解を深めていただくためにチラシを作成し、活動をPRしております。民生委員・児童委員が訪問や相談時にチラシを配布いたしますので、心配ごとや、相談したい事がある人は、ぜひ地区の民生委員・児童委員にご相談ください。

問 健康福祉課 ☎32-1105

民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立ち、日常生活で悩みを持つ人の相談にのり、必要に応じて町や関係機関とのパイプ役になります。

民生委員・児童委員の役割と活動内容に関する説明と申請書のイメージ。

バイク・軽自動車などの廃車や名義変更は3月末までに

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の登録所有者に課税されます。廃車・譲渡などにより、すでに車両を所有していない場合でも、手続きをしない限り軽自動車税(種別割)は引き続き課税されます。4月2日以降に各届出先で手続きをしても、月割課税制度ではないため、その年度分の税金が課税されますので、3月末までに手続きをしてください。

なお、3月は窓口が大変混雑しますので、日にちに余裕を持って手続きをしてください。

●手続きが必要となる場合

- ①車両を譲渡した ②現在未使用で放置している ③盗難被害に遭った ④所有者が死亡した など

●届出先

車種	届出先
原動機付自転車 (排気量125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕作業用トラクター、フォークリフトなど)	税務課 養老町高田798番地 ☎32-1103
軽二輪 (排気量125ccを超え250cc以下のもの) 二輪小型自動車 (排気量が250ccを超えるもの)	中部運輸局 岐阜陸運支局 岐阜市日置江2648番地の1 ☎050-5540-2053
軽自動車 (排気量が50ccを超える三輪・四輪車)	軽自動車検査協会 岐阜事務所 羽島市福寿町千代田三丁目83番地 ☎050-3816-1775

※届出に必要なものについては各届出先に問い合わせてください。

問 税務課 ☎32-1103